

## 環境産業委員会会議録

- 1 期 日 令和5年6月26日(月)
- 2 会 場 全員協議会室
- 3 開会時刻 午前 9時30分  
(休憩 午前10時29分～午前10時35分  
午前10時49分～午前10時52分)
- 4 閉会時刻 午前11時14分
- 5 出席者 委員長 窪野 愛子 副委員長 橋本 勝弘  
委員 松本 均 委員 藤澤 恭子  
委員 大井 正 委員 山田 浩司  
委員 高橋 篤仁
- (当局側出席者) 協働環境部長、産業経済部長、所管課長  
(事務局出席者) 議事調査係 山崎貴哉
- 6 審査事項
- ・請願第2号 新たな廃棄物処理施設整備にあたり議会の機能発揮を求める請願書
  - ・陳情第3号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
  - ・議案第59号 掛川市道路線の認定について
- 7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和5年6月26日

市議会議長 山本 裕三 様

環境産業委員会 委員長 窪野 愛子

## 議 事

午前9時30分 開議

○委員長（窪野愛子） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから環境産業委員会を開会いたします。

本定例会におきまして当委員会に付託されました請願及び陳述はそれぞれ 1件です。よろしく御審査をお願いいたします。

それでは、私から御連絡申し上げます。

初めに、発言の際には、挙手の上、委員長の許可を得てから必ず自席のマイクのスイッチを入れ、発言するようにお願いいたします。

続いて、傍聴の申出がありましたので、御報告申し上げます。

それから、請願審査に関する資料について、陳述者から配付申出があり、委員長において許可をいたしました。お手元に既に配付してございます。

以上、連絡事項といたします。

それでは、審査に入ります。

請願第 2号 新たな廃棄物処理施設整備にあたり議会の機能発揮を求める請願書を議題といたします。

請願の要旨等は、先日、配付済みです。

請願第 2号については、5月30日に提出者から説明を行いたいとの申出があり、議会運営委員会で許可されました。

それでは、請願第 2号 新たな廃棄物処理施設整備にあたり議会の機能発揮を求める請願書について、陳述をお願いいたします。

○陳述者（戸塚猛実） おはようございます。市政が見える会の戸塚猛実と申します。

本日は、私たちが提出した請願に関し陳述の機会を設けていただきありがとうございます。緊張でうまくしゃべれないかもしれないので、ペーパーを用意いたしましたので、今からこれを読みますので、御覧ください。

掛川、菊川の市民有志でつくっている私たちの会では、両市の喫緊の課題である環境資源ギャラリーの建て替えをめぐる経緯について検証し、市民としての意見を発信する活動をしています。それは、ギャラリーの新施設建設に向けて、掛川市・菊川市衛生施設組合が一昨年策定した基本構想の内容が市民感覚とはあまりにもかけ離れた一般廃棄物と産業廃棄物を混焼するものだったからです。市民や地元地区をはじめ両市議会に対しても十分な説明がないまま同構想が決められたこと

に行政の不透明さを感じ、その経緯を詳しく知ることが今後の掛川市政及び菊川市政の透明性の実現につながると考えて、両市の担当課や議会への質問書の提出と懇談、チラシの発行などに取り組んできました。

さて、昨年 3月に基本構想がゼロベースで見直されることになった後、同年 7月には、新たに設置された検討委員会によって新施設の整備方針となる 6項目の提言がまとめられました。提言には、産業廃棄物を受け入れない、事業方式は公設プラス長期包括運営委託方式が望ましい、技術者を配置し外部評価委員会を設置することなどが記されており、産廃混焼を明確に否定するとともに、透明性のある廃棄物行政の実現を目指そうとする大変納得のいく内容となっています。また、現施設の南側に新施設を建設することも基本として掲げ、現施設を稼働しながら新施設の建設を進めることで、ごみ処理の外部委託を極力不要とする節約の道をも示すものであります。

両市と両市議会では、この提言に沿って新施設の整備を進めていく方針が確認されたと聞いています。私たちも新しいごみ処理施設がこの提言のとおりに造られてほしいと願っています。

しかしながら、今年度に入り、焼却炉の老朽化を理由に現施設を早々に解体し、自前のごみ処理をやめて全量を外部搬出し、委託処理する方針が打ち出されているらしいとの話を複数の関係者から聞きました。稼働後18年となる現施設に経年劣化が見られるのは当然でしょうが、新検討委員会が提言の中で示したのは、可能な限り施設を延命させて外部委託によるごみ処理費の増大を抑えていくことだったはずですが、現施設はどれほどの延命が可能なのか、そのためにどのような対策が必要で費用はどのくらいかかるのか、それらの説明がないうちに全量外部搬出の実施が急がれているとしたら、専門家を取りまとめ、両市、両市議会、そして市民が納得した 6項目の提言の精神に背く姿勢と言えないでしょうか。さらに、そうした話を裏づけるかのように外部搬出の試験的实施が先般行われたという話も舞い込んできました。

これらを重ね合わせると、提言はきちんと守られるのだろうか、正直いって不安になってしまいます。こうしたことを含め、新しいごみ処理施設がよりよいものとなるよう、ぜひ議会の機能を十分に発揮して、市民目線で行政をチェックしてほしい、そんな思いで今回の請願を提出いたしました。

信頼の置ける新ごみ処理施設建設に向けては 6項目の提言が厳守されることや現施設の劣化が進まないうちに速やかに新施設整備の事業に着手することが必要と私たちは考えます。繰り返しになりますが、市議会の皆様には、市当局や衛生施設組合への指導力を大いに発揮され、さらに市民への説明や対話の機会を積極的に設けること等を通じて開かれた廃棄物行政の確立に注力していただければ幸いです。

以上です。

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

それでは、委員から陳述者への質疑はございませんか。

松本委員、お願いします。

○委員（松本均） おはようございます。よろしく申し上げます。

この前に、私、議長だったときもそうなんですけれども、2つの質問をいただきまして、御回答させていただいたと。1回目が、やはり調整の部分がありましたのでね、菊川市議会と菊川市、それと掛川市の中で御回答させていただいた内容だったと思うんですね。2回目につきましては、議会から御報告をさせていただいたということで、請願をいただいているんですけれども、3回目の話というか、これは請願という格好で受けさせていただいたものですから、それはそれでちゃんと受けているわけで、答えもさせていただきたいと思うわけでございますが。

この後といいますか、これからの話をさせていただきますと、やはり掛川市議会からも菊川市議会からも選出されて組合議会が、また両行政からも代表が参加をして組合がありまして、その中で協議をされているということ、御存じだと思うんですけれども。報告はですね、年に2回、定例会があったたびに市にもちゃんと会議を開いて、その担当から説明を受けているということ、協議というよりも報告を受けている格好になっているわけなんですけれども、この後の話をさせていただきますと、これを請願等、意見書等を提出いただいても、その中で議論というのがなかなか不自由だということがあると思うんですね。組合議会へ提出をいただけると、非常に話が早いというか、ここで市議会で受け取っても、その内容をまた吟味して、当局、または菊川市と掛川市議会にも、調整といったらおかしいんですけれども、どういうふうを考えているかというようなことをしながら答えをしていかないと、突っ走った答えができないということだと思うんですけれども、今後、組合議会のほうで請願なり、意見書なり、質問状なりという格好のことをしていただけるのかどうなのか、その辺をお伺いしたいと思うんですけれども、いかがですか。

○委員長（窪野愛子） お答えいただけますか。

お願いします。

○陳述者（戸塚猛実） 掛川市議会にはしないで、組合議会のほうにするかどうかということでしょうか。

○委員長（窪野愛子） どうぞ。

○委員（松本均） 今回請願を受けていることによって、もちろんこの後の結果になりますし、また本議会の判断にもなると思いますけれども、請願で受けていますのでね、ちゃんとした政治責任、

倫理的な責任はこちらにもありますので、しっかり、これでいうと第 1項目、第 3項目、また市民へしっかり説明をしてくださいという内容がありますので、これが採択されるになったらちゃんと責任は持ちますし、議会からまた組合議会にもしっかりチェックをしていくという格好にはなるんですけども、その中でお答えするときに、組合から聞いた市議会が答えをするという格好になってしまうものですから、今まで組合へ、その質問状なり、今までうちが受けていた 2つの質問状なり請願は多分提出をされていなくて、市へ提出をされていると思うんですけども、その行き先と言ったらおかしいんですけども、提出先を今度、組合にお願いすることができないかと、そういうことを申し上げたんですけども。

○委員長（窪野愛子）　お願いします。

○陳述者（戸塚猛実）　組合議会に今回出さなかったというのは、組合議会に出せるというのを知らなかったものですから、それで身近なというか、菊川市と掛川市と両方の議会へ出したんですが、組合議会へ出したほうがよりそうやってスピーディーに答えを得られたりね、直接の回答なり対応をしていただけたということなら、それだったら、組合議会に出すこともやぶさかじゃないと思うのですが、ただ、組合議会も開催が限られていると思うものですから、その辺はどうなのかなって思うのと、今ね、私たちがこれを出したのは、これまでそうやって何回かやり取りさせていただいて、その中で分かってきたこともあって、満足できたものもあったんですが、また違う状況も、この中に書いたのですが、外部搬出を急ぐような動きも聞いたものですから。一番とにかく今回私たちが求めているのは、もともと今回のこの話というのが、あまり市民にも知られていない、議員さんにもしっかり説明がされていなかったような気がするんですが、そういう中で産業廃棄物と一般廃棄物を一緒に受け入れるというね、それやはりごみ行政というのは市の本当に基礎的なことでね、そこはしっかりみんなで納得される形で進められないと、いろんな市の取組とか市民の生活に大きな影響が出ることだと思うのですが、そこが合意をきちんと得ることが、僕たちにしてみれば、不足された中でこういう話が出てきて、それに対して地元からも結構な反対の声が出て、それでゼロベースの見直しと、そういうことになったと。

そういう経緯からしてね、やはり今後については、何よりも透明性が、これからの対処についてね、透明性が求められる、そういう話だと思うものですから、そのために私たちはいろいろ文句つけたり、要望したりね、お願いしたり、そういうことをしてきたんですが、それがとにかくいいものが開かれた形でつくられればいいと、そういう思いでやっているものですから、そのために必要とあらばしたいとは思いますが、組合議会の提出も。その辺がもし時間的に何ていうか、遅くなっちゃってね、それでその間にどンドンいろいろ進んでいっちゃうということになるとどうか

なと思うものですから。それがいい方向へ進むというようなことでしたら、こちらとしては組合議会にも出させていただきます、そちらで審議いただくということはやってみたいという気はあります。これで答えになっていますでしょうか。

○委員長（窪野愛子） どうぞ。

○委員（松本均） いろんな立場がありましてね、請願という格好でしたら、いつでも市議会は受け付けるわけでありますので、それはそれでまた出していただければ結構なんですけれども、今言われましたようにスピード感のところからいいますと、恥ずかしい話ですけれども、この外部搬出については、市も発表する前にこの請願が来ているという状態だったものですから、この情報はどこからね、受けられたのかなという。私ははっきりいって疑問に思うわけです。1人ずつというか、議員に説明があるなら分かりますけれども、どちらから聞いたか分かりませんが。そういったときに、組合にこういうものを聞いたよと言っていたほうが全然早いですよ。こんなこと言うとおかしいです、恥ずかしい話ですけれども、この請願が来て、実際に外部搬出しますよということはまだこの時点で知らなかったというか、聞いて、審議にもなっていなかったわけですから。うわさはね、多少は聞いていると思いますけれども、しっかりした説明もなかったの。前回、担当にもしっかりそういった話もさせていただきましたけれども、どこから出ているのかちょっと分かりませんがね、組合議会の中でそういう考えがあって話ができているのかもしれないし、分かりませんが、そこへ聞いたほうが全然早い、今の話からいうと、全然確かな話だと思いますし、これを聞いてまたフィードバックしてまたやってという格好で非常に時間がかかるものですから。そういったことも含めて、もちろん私たちもバックアップ、1回目、2回目でも回答させていただいていますように、しっかり見てチェックはしている。それはもちろん間違いないことだと思っていますけれども、スピード感の点で今言われたように、いったときにね、もうどんだんだんだん進んでいるよということがあるといけないよという話でしたけれども、やはりそこはね、組合に聞いたほうが早い。私たちは、逆に言うと、それを聞いて、また聞いて、また聞いてという話になってしまいますので、その点はぜひともまたお考えいただきたいなど、そんなふうに思うんですけれども。

○委員長（窪野愛子） ほかの委員の方からも。

どうぞ、橋本委員。

○副委員長（橋本勝弘） 橋本と言います。

大変関心を持っていただいてありがとうございます。菊川市、掛川市にとって喫緊の課題だというのは十分承知しておりまして、私もちょうど2年前、議員になりたての頃、この処理の話を全員協議会か議員懇談会かで当局からお聞きしまして、そのときには、説明の中で、地元の合意を得て

いると説明があったものですから、地元から出る一般廃棄物、産業廃棄物を処理するのはすばらしいことですねという話をちょっとさせていただいた、意見を言わせていただいたんですが、そのとき当局からは、掛川市からも具体的な企業名を挙げて、このくらいの産業廃棄物が出ていますよという話もいただきました。

その後、地元合意が十分じゃなかったということで、こういうことになったんですが、12月の要望書の中でも、議会から真摯に回答させていただいた中でね、その中ではしっかりチェックしてくださいねという言葉がありましたが、やはりこれ地方自治法上の、今、松本委員からのお話がありましたが、市町村と一部事務組合というのは対等の立場になりまして、地方自治法上もこういうふうに規定されているんですね、ちょっと参考に紹介しますが。一部事務組合が成立すれば、それによって共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外されるとあるんですね。権能から除外されるんです。そのごみに関する条例とか規則が当然あるわけですが、それは組合の成立によって消滅するわけではないんですが、一部事務組合の権能に属することとなった範囲では、その効力を発揮する余地がないということで、先ほど松本委員がおっしゃったように組合議会というのは、やはり共同処理しているものですから、掛川市だけの意見ではないし、菊川市の意見だけではないものですから、その辺は、しっかり説明してこなかった部分もあると思いますが、一部事務組合というのがまずは主体的にその考えを示して、どういう方向を示すべきかということですので、同じ意見になりますが、もちろん構成市にもそういったチェックする機能は当然のことなものですから、ここに書いてあることは全てそのとおりでありますが、まずは、やはり施設組合というのが最初の窓口になるというふうに思いますので、その辺のことについて何かお考えがあれば。

○委員長（窪野愛子） よろしくお願ひします。

どうぞ。

○陳述者（戸塚猛実） その一部事務組合が独立していて、それに権能を及ぼせないというのは、それは法律上はそうかなと思うんですが、やはり一部事務組合の管理者は掛川市長であって、副管理者は菊川市長なんですかね。そういう構成しているのは市のトップであり、そこに市議会から議員を派遣しているというか出している。そういう中でね、私たちは、やはりなかなか組合議会には、市民の声が届かないというかね。届きにくいという現状があると思うものですから、市議会さんには何をお願いしたいかという、市民の声を、私たちが言っていることだけじゃなくて、いろんな声があると思うものですから、そういう声を広く受け止めて、それを議員さんを派遣しているわけですから、議会の前に市議会で討議するなりして、何かしらの市議会の意向、その下に市民の気持ちがあるわけで。そういうものを反映させていただきたいと、組合議会でもね。

そういう意味で、指導力というふうにもここでも書いたものですから、何か大きな力をそこへ、権力的なものをね、そこへやって、組合議会でもう決まったものを掛川市議会でひっくり返せとかね、そういうことではなくて、要するに市民のなかなか届きにくい声を拾っていただいて、それを議会へ届けてほしいと。そういう思いがあるものですから、ぜひ指導力を発揮してほしい、チェックしてほしいというような表現にしたのですが。そういう思いで申し上げます。

○委員長（窪野愛子） どうぞ、お願いします。

○副委員長（橋本勝弘） そういう趣旨は大変よく分かりました。ありがとうございます。

○委員長（窪野愛子） そのほか。

藤澤委員。

○委員（藤澤恭子） 請願の内容についてお伺いしたいと思います。

先ほどからおっしゃられているように、組合議会というのは少し遠い存在だというのは、市民から見て、よく理解できるところでもありますので、こうして掛川市議会と菊川市議会に請願を出されたということかと思えますけれども、今回出された請願の内容ですね。菊川市議会と掛川市議会へは異なる請願が出ているのですが、その意図はどのようなことかお伺いします。

○委員長（窪野愛子） お答えできますか。

○陳述者（戸塚猛実） 基本的に同じものを出せばと思っていたのですが、ちょっと時間的な経過も、掛川市へ出すのは菊川市より遅かったものですから、その間にこちらもふだんからいろいろ何ていうか、情報収集とかをしているものですから、そういう中で新たに分かってきたことがあったんで、それを掛川では含めようとか、それとか、何ていうのかな。ちょっと請願の趣旨をこんなふうに、こういうニュアンスでお伝えしたほうがより分かってもらえるんじゃないかというような、そういうことを考えた中で、変わってきたと、そういうことですが、大きな趣旨については変わってはいないというふうに考えています。

○委員長（窪野愛子） よろしいですか。

続いてお願いします。

○委員（藤澤恭子） この 3つの請願、大きく分かれて出ているかと思うんですが、全てにおいて、これ市議会がしっかりしてくださいというような、そういった形に受け止められます。執行機関をチェックすることだったり、市民に対して明確、丁寧な説明を行うこと。それから、積極的な関与とか干渉することということが必ず入っているということで、非常にそれに対しては皆様から市議会の今までのお仕事内容というか、監視内容とか、そういったことに非常に不安があったのかなということも私はこれ受け止められたものですから、掛川市議会だけそういう思いがあったのかなと

いう、そういった考え方もできたものですからね。そのあたりはどうかなと思ひまして、真摯に受け止めなければならないなと思ひたんですが、いかがですか。

○委員長（窪野愛子） よろしいですか。

答え、お願いします。

○陳述者（戸塚猛実） 掛川市議会だけその部分が不足していてとか、そういうつもりは別になんませんが、それは菊川市も掛川市も同じように、市議さんは何しろ市民の代表という、そういうふうに見ているもんですから、何しろ市民の声を酌み取っていただいて、その中で御判断いただいて、それでチェックしたり、意見を述べていただいたり、その橋渡しをしていただいて、説明会や対話の機会をほかにも設けていただきたいということを希望するという、そういう意味合いでありまして、特に菊川市と掛川市を区別した部分から内容が変わってきたという、そういう意味合いではありません。とにかく市議会には、私たちの代表として期待の目を向けているものですから、ぜひそういうふうな内容をしていただきたいなと、そういう気持ちです。

○委員長（窪野愛子） よろしいですか。

どうぞ、大井委員。

○委員（大井正） それでは、1つ、2つ伺います。

市政の見える会の皆さんは、居住地もそれこそ菊川市から掛川市までいらっしゃいますし、いろんな方が集まっていらっしゃるといふことで、意見を集約していく過程ではいろいろ大変な御苦労があったと思ひますが、今日ここに出されたこれが現時点での会の総意の最終形というか、現時点での最終形になっていると受け止めています。その中で、一番主張なさいたいのは、やはり今後のごみ施設建設、あるいは運営に当たっての透明性の確保、説明責任の実施、これが組合議会に直接というお話も含めてありましたけれども、それはそれで追及をするけれども、市民の代表たる市議会議員にも関与してほしいよと、透明性の確保、そのための情報のやり取りを市議会がしっかりやってくれよ、こういう筋立てで伺ってよろしいですか、無理やり要約すると。

○委員長（窪野愛子） はい、どうぞ、お答えください。

○陳述者（戸塚猛実） そのとおりでありまして、実はここに最近そういう外部搬出の話聞くものでというようなくだりもありますが、私たちはそういう話をいろいろ内部事情に詳しい方とか周辺の方などから、何人かから聞いたものですから、本当かなというつもりでここへ出しているわけですが、全くそれが正しいと思ひているわけじゃなくて、そこも私たちでは確かめようのない、だけれども、もしそういう可能性があるのなら、不安に感じるという、そういう部分をね、そこをぜひ市議会の力で、もし分かるものなら、そこを調査なり、当局から聞くなりしてね、それで聞いた

上で判断を示して欲しいという、そういうつもりなものですから、ここは出したのですが。何しろそれも、要するになかなか説明がされないものですから、それで不安になるということがあるものですから、やはりそのところは何よりも透明性を大事にさせていただいて、そういうことができれば、私たちの不安というものも払拭されていくと思うものですから。とにかく透明性の確保、それができれば、やはり今の現施設の延命の具合というのも、技術的にどうかというのは私たちは分からないものですから、どういう答えが出てくるかというのは、そういうところは本当にオープンにさせていただいて、そうする中で納得が得られると思うものですから、何よりそういう透明化というのが大事だと思うものですから。それを一番に求めているという、そういう思いです。

○委員長（窪野愛子）　お願いします。

○委員（大井正）　私も議会の一般質問では、組合議会じゃなくて市議会の一般質問ではごみの問題は何度か取り上げさせてもらいました。この間、基本方針がゼロベースで見直される過程の中で、いろんな検討委員会とか、審議の様子がオープンになるようになってきて、そういう意味では情報公開が一定進んできていると思います。私自身も今までの勉強の中で感じているのは、今、戸塚陳述人がおっしゃいましたけれども、現焼却炉に見切りをつけるタイミングなり理由ですね。これがこうなってしまったので、もう引き続き使えないよという、その情報が素人にどう分かるように、しかも早めに出してもらえるのかなというのが、私も実は疑問です。もう一つは、そうなったときに外部搬出するわけですが、この外部搬出先というのをどのような過程で選考とかね、入札とか、どうやって決めるのかなという点も、正直、私まだ分かっていません。ですので、そうした声というのは市民の皆さんにもたくさん、もしかしたらもっとほかの項目でもあるのかもしれない。

そういう意味では、原則論として、いろんなことは組合議会へっておっしゃいましたけれども、そういう議論も進んでいますけれども、身近な議員なり所属市の議会にもぶつけるということは、私はそう的外れではないと考えますので、むしろ活発なやり取りができればいいと考えます。

以上です。

○委員長（窪野愛子）　お二人の方、まだ御発言ないものですから、もし質疑があるようでしたらお願いしたいと思えますけれども、いかがですか。

高橋委員。

○委員（高橋篤仁）　とても参考になる御意見ありがとうございます。

いろいろな質疑の中で聞いていて思ったんですけれども、表現の仕方、丁寧な説明の仕方という方法論なんですけど、どういったものをお望みですか。

○委員長（窪野愛子）　お答えできますか。

お願いします。

○陳述者（戸塚猛実） 会の中でその辺まで詰めて話しているわけじゃないものですから、私の考えにもなるかもしれませんが、やはり今、いろいろな経緯があって、6項目が示されて、6項目というのは、やはり対する評価というのはそういう産廃は受け入れないと明確にしたということと、それと、いろいろ規模も少なくして、それで今のものを延命して同時にやっていくということが示されたということと、それと、技術者なり、運営に当たってお互いの話合いをしていく、あるいは外部評価委員会を入れるということで、その後の運営も開かれた形でされていくという、そういうことが示されて、その6項目の提言というのはすごく、そのとおりに進めばね、開かれた今後の新設が担保されるような、そういう内容だと思うものですから、それがとにかく守られるというか、またそれについてこういう経過だよというのがなるべく丁寧に説明されて、それで合意の上で進んでいくのが一番いい形だなと思うんですが、そのために、やはりそういう説明の機会をなるべく、市民説明会のようなものをポイントポイントに開いていただいて、説明していただく。それはやはり対話型で、市民の声もそこで拾っていただいて、それも生かしていくと。そういうような形ということと、それと、もちろん組合議会で議論されるというのもすごく大事なことだと思いますが、それぞれの議会に十分な説明があって、それでより多くの議員さんがね、それを吟味して、また討議することで、より透明性なり、様々な意見というのがそこに反映されることになると思うものですから、市民に説明するというと同時に、議会でもよく練っていただいて、決めていってもらうというようなね。そういうことかなと思うんですが。

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

高橋委員、よろしいですか。

○委員（高橋篤仁） はい。

○委員長（窪野愛子） 山田委員、お願いします。

○委員（山田浩司） 私も考えていた質問があったんですが、皆さんとほぼ同様の質問だったんですけれども、少し戸塚さんの今のお気持ちをお伺いしたいと思っているんですけれども、先ほど来、何度も不安というお言葉をされていましたが、その不安の度合いというところのぐらいいいんでしょうか。その辺をお伺いしたいと思っております。

○委員長（窪野愛子） お答えできますか。

お願いします。

○陳述者（戸塚猛実） 6項目が示されて、そこにはやはり専門家の声というのが、分析というのがかなり明確なものになって、それで、かなり方向性が示されたかなと思うものですから、もちろん

今の施設の寿命でね、変わっていくこともあるかと思いますが。その 6項目の提案のその精神にのっとっていろいろ進んでいくようでしたら、いい取組になるなというふうには思っていたんですが、ところが、事実かどうかは分かりませんが、外部に搬出ということが急がれていると、そういうような話を耳にしたものですから、それがどういう理由なのか、確かに経年劣化もあってね、寿命が近づいているということもあるかもしれませんが、やはり 6項目の提言で示されたのは、なるべくできる限り延命を図ってね、外部委託だと当然余分なお金もかかると思うんで、なるべく自前で、ごみは自前で処理するというのが廃棄物行政の基本かなと思うものですから。それを外へ運べば、ガソリンをまき散らして遠くまで運んでいくというようなことにもなるものですからね。SDGsの精神にもまた関わってくる話だと思うので。もしそういうことがね、壊れてしまったらそれはどうするんだということもあるものですから、それに対処するという見方もあるかと思うのですが、私たちが、市とも、市議会ともいろいろ質問書を出して、話合いもさせてもらいましたが、市の担当部の部課長さんとも話もさせてもらったところで、そういうものを聞いても、なかなか明確な話というのが聞けなかったものですから、もし、それで困ったときに責任問われては困るというかね、そういうことが大きな理由で進んでいるとしたら、それはなるべく延命させるという、そういうふうを示された、そこの努力を怠っているとは言いませんが、ちょっと不十分じゃないかなというようなそういう思いもあるものですから。そういう意味でちょっと心配かなというような気持ちが強まっていることから、しかもそれがなかなかそういう情報が示されていないというふうに感じるものですから、そういう意味で不安になって、この請願を出して、議会のぜひ力を発揮していただきたいと、そういうふうを考えていたんです。

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

どうぞ。

○委員（山田浩司） 私が質問した意図はですね、理由はですけれども、そもそもこの請願の内容って、論理性って非常に大事だと思うんですけれども、もう一つは市民感情って非常に重要だと思っております、戸塚さんに今質問させていただきまして、思いがよく分かりましたので、結構でございます。

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

どうぞ。

○委員（藤澤恭子） 今、戸塚さんの思いを伺いながら、この請願の中の 2つ目のところですね、そこに非常にお気持ちが入っているのではないかなということを感じました。1つね、今日の陳述の中にも出てきましたけれども、やはり今ある炉を延命措置するということが大前提ではあるけれ

ども、それを検討していく中で、急遽こうして外部搬出の試験が行われたとかね、そういったことへの不透明さとか、いろいろ御心配というのが、この請願を出すまたタイムラグの中に起こってきたというのは事実だと思います。

ただ、延命措置をするとすると、やはり炉自体の安全性とか、それから安心性、それからごみとなると、安全性というのがもう絶対的に必要かと思うんですね。先日、実は市役所の玄関で火事起こったときに現場にいたよという、そういった方が、もう本当に怖かったという話を私、玄関の入り口で、立ち話でしたけれども、伺ったことがありました。煙がもう充満してしまって、あつという間に充満してしまって、出口がどこか分からなかったというようなね、そんなお話を伺ったことがありまして、そのときの不安感ですとか、本当にこの先の安全性、安心というのも、本当に最重要課題だなということを感じました。

そして、今回、しきりにおっしゃる透明性ですとか不安感というのは、やはりこの炉を維持するに当たって、同時に幾ら維持してもこうなったよ、じゃ次の手を考えようではなくて、今、炉をどうしたら延命できるかというのと同時進行で、外部搬出ということももちろん検討課題として実験をしていくというのは必要だと思いますし、その実験経過が終わってからしっかりと透明性を持って説明するという形になろうかと思しますので、実験するよとか、一つ一つのことがなかなか市民の皆様には伝わらないということは、議員も皆同じですけれども、そこへの不安というのは非常によく分かりますけれども、1つ、そういうことがあったから提言がきちんと守られるのかという、その不安感というのは、そこまで、これが1つ覆されたから全部守られないんじゃないかとか、そういうことはないように私たち議員もしっかりと努めてまいりたいと思いますし、何より市民のために一番いい、もちろん費用対効果も全て含めて一番いい、安心で安全で安定的なごみ処理ができるという、そういったところには同感ということでもよろしいでしょうか。

○委員長（窪野愛子） いかがですか。

お答えください。

○陳述者（戸塚猛実） それは同感です。何しろ私たち市民だと、その辺の状況というか、なかなか手元に届かない、届きにくいということがあるものですから、それをなるべく届かせてほしいというふうには希望するのですが、議員の皆様ですと、そこら辺が私たちよりね、その情報を得られると思うものですから、そういう中でぜひ担保していただきたいと思います。それが担保されれば、私たちはぜひこの形で新施設が、それもやはりなるべく早くできたほうがいいなと思うものですから、それに向けて進んでいってもらえればありがたいなと感じます。

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

それでは、陳述者への質疑はこのあたりにさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

[「はい」との声あり]

○委員長（窪野愛子） 陳述者には、お忙しいところ本委員会に出席していただきまして、ありがとうございました。

それでは、傍聴席に御移動ください。

お待たせしました。それでは、委員間討議をここでお願いしたいと思います。

意見のある方はお願いいたします。

お願いします、松本委員。

○委員（松本均） 戸塚さんの話もよく分かりましたし、市民の皆様方の内容というのは、この請願、非常に内容を理解しますし、こういう要望というか、第 1、第 3 についてはもう 2 回目のときにもしっかりやっていくよと、執行機関のチェックをしますよ、また関与していきますよ、監視していきますよということももう前にも申し上げていることだと思うんですね。この 2 番目の外部搬出についての市民の説明、丁寧に説明してくださいよということについては、新しく入ってきていることだと捉えますし、説明し得る範囲の情報についてもしっかり市民には説明していくべきだと思いますし、こういった要望が出てきているからというよりも、これは本当に議員としてはやっていくべきではないかなというふうに思いますし、今いろいろとお話をさせていただいた中で、こんなことを言うとあれですけども、議会も組合も含めていろんな部分でしっかりと公表していくべきだと思いますね。

それからまた、余談かもしれませんが、ここに紹介議員で鈴木議員がちゃんと名前を連ねていらっしゃると思いますので、いろんなことを聞いていただくなり、またそれを通して、議会、また組合のほうにもお知らせいただければ、そういった格好の話合いもできるのかなというふうに思いますので、私はこの請願については、いい内容ではないかなというふうに、議会としてね、受けるべきではないかなと思います。

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

ただいまの松本委員からの御意見に対しまして、意見のある方はお願いいたします。

大井委員。

○委員（大井正） 私も結論部分的には、この請願、受けるべきだと考えます。

具体的な内容としては、先ほども発言しましたが、かなりの部分が透明性を確保できるような仕組みになってきているけれども、まだまだ市民目線から考えれば、細かい説明を欲しいという事項

が出てこようかと思imasので、私たちはそのこのところをいつも胸に置いて、様々な議論を進めたり、市民との対話に励むべきだと思いますので、そういう何ていうんですか、誓いというか、我々の責務を忘れないためにも、これを受けたいかと思imas。

○委員長（窪野愛子） ただいまの大井委員の意見に対して御意見のある方お願いします。

山田委員、お願いします。

○委員（山田浩司） 反論ではないんですけどもね、私も賛成の立場で話をしますが、議会基本条例の第4条のほうに、市民の話をとるところがあると思imas。説明責任を十分に果たすというのがございますが、そういった視点でも、今回の請願につきましては、この3つの内容、この合理性、それから市民感情も含めて適当かなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（窪野愛子） どうぞ、橋本委員。

○副委員長（橋本勝弘） 今回の請願というのは、まさに議員としての責務を十分に果たしていなかったという叱責に当たるのかなというふうに思っておりますので、今後、非常に努力をしていかなければいけない。かつ請願というのは、市民が広く関心のあることについては基本的には採択という方向になると思うんですが、1つ、やはり議員として確認していかないといけないのは、この一部事務組合の事務というのは、構成市と一部事務組合の関わりについての多くの判例がありまして、最高裁に行っているものもあります。例えば平成19年の東京高裁の判例の中では、一部事務組合と構成市がですね、構成市の負担金を不当支出だといった例があるんですが、そのときに東京高裁が出しているのは、一部事務組合の要するに予算を決めるのは組合議会ですよ。組合議会が予算を決めている限りは、構成市の管理者であっても、それについて重大な瑕疵がない限りは、それについて支出を止めることはできませんと書いてあるんですね。要するに事務組合がしっかりその事務を、効率性、公平性も含めてしっかりやっている範囲であれば、もうそれを尊重するということです。

そこに施設組合の情報がしっかり外に出ていないであるとか、市議会が市民に説明していないとかというのは、もうそれは当然やるべきことなので、今回の請願については、そういった当然のことを記載されているので、採択すべきと思imasが、これが具体的に市議会の役割としては、今後、負担金の額が幾らですよというのが出てくるんですね。ですから、その負担金の部分が本当に適正かどうかというのをしっかり施設組合からの情報を議員から聞いて、判断するということになりますので、あくまでも一部事務組合の処理している事務というのは、本当にしっかりやるべきというのは当然のことであり、それを尊重するというのもまた1つあるので、そこら辺はしっかり確認し

ながらやっていくことが必要かなというふうに思います。

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

このあたりで討議を終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） それでは、意見も出尽くしましたので、採決に入ります。

請願第 2号 新たな廃棄物処理施設整備にあたり議会の機能発揮を求める請願書について、採択することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

請願第 2号につきましては、全会一致にて採択すべきものと決定いたしました。

それでは、ここで 5分間ほど休憩を取らせていただきます。

再開は10時35分よろしいですか。お願いいたします。

午前10時29分 休憩

午前10時35分 開議

○委員長（窪野愛子） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、陳情第 3号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題といたします。

陳情の要旨は、先日配付済みです。

陳情第 3号については、提出者から特に説明の希望はございませんでしたので、ここで委員間討議に入ります。

意見のある方はお願いいたします。

藤澤委員。

○委員（藤澤恭子） この陳述書等に、確かに最低賃金の改善というのは必要なこと、当然ながら考えていかなければならないことでもありますし、また、それに伴う充実確保ということも非常に重要であるということは考えております。けれども、やはり一遍に、これは全国一律の最低賃金制度ということになりますと、地域におけるそれぞれの事情というのも大分違いがありますし、この陳述によりますと、1,500円というのが出ておりますけれども、一遍にそこまでいくというのはちょっと現実的ではないかなという思いがございます。何より中小企業、小規模事業所を守るという意味でも労働力の確保というのも大変重要になってきますので、パートさんですかね、例えば 103万円とか 130万円とか、そういった壁を改善するというか、そういった法制度とか、そういったこ

ともしっかりと検討しなければ進められないことだと思っておりますので、非常に難しいかなという感じしております。

以上です。

○委員長（窪野愛子） ただいまの藤澤委員の御意見に対して、大井委員。

○委員（大井正） 私は逆で、この意見に対して、もちろん行政もそうですけれども、議会は寄り添うべきではないかと。全国の事情を配慮して、全国一律でなくてもいいんじゃないかという話もありましたが、いろんところの調査によりますと、例えばコンビニの商品なんかは全国一律だそうですね。お米なんかも、生産地と消費地では違いがあるけれども、過疎の部分と都会とで差があるという意味ではないというふうに聞いています。そうしますと、消費物価がほぼほぼ全国一律であり、交通料金も全国一律であるところで、賃金だけ格差があるほうがむしろおかしいではないか。一律にしたって、1,500円は過大であるというお話ですが、1,500円で8時から入って働いて1万2,000円、22日働いて25万円届くか届かないかという、そこから税金が引かれるわけですから、最低限の生活ができないではないかと。じゃその財源はどうする。これはいろいろ考え方があると思います。私が所属している共産党は共産党として大企業の内部留保への課税とかいろんな提案をしていますが、それはここで議論する内容ではないと思いますが。財源論というのもあるわけです。それを議論してどれかにした結果、残念ながら今回は時給1,300円までしかいかないよとか、1,600円まで可能だとかということは、その後として出るにしても、いずれにしても一定の目安である1,500円というのを設定して、そこに向かって財源のほうも議論しようよと、それをやっってくださいよという意見を議会として上げるのは、私は必要なことだと考えます。

○委員長（窪野愛子） ただいま大井委員の意見に対して御意見ある人はお願いします。

山田委員。

○委員（山田浩司） 私は、この最低賃金については、やはり見直していくというのは非常に重要だと考えております。ですが、全国一律ということについてはいかがなものかなと思っております。今、大井委員から、コンビニの商品は同じですよ、コンビニはそうかもしれません。しかし、不動産など、生活していく上では大都市圏に非常にお金がかかるということはもう事実としてあると思います。そんな中で全国一律ということについては、やはりどうなのかなと。ですが、やはり最低賃金というのは見直していくって大事かなと感じております。

○委員長（窪野愛子） ただいまの山田委員の御意見に対して御意見のある方はお願いいたします。

大井委員。

○委員（大井正） 最低なんですね、一律。最低。都会はそれでは生活できないのなら、さらに上

乗せ。最低というんだから、要するに文字どおり最低ラインです。

○委員長（窪野愛子） ただいまの大井委員の御意見に対して御意見のある方いらっしゃいますか。ございませんか。

どうぞ、松本委員。

○委員（松本均） 分かるんですよ、最低賃金 1,500円というのは。それは働く人を見ると非常にいいかもしれないですけども、やはり中小企業が日本国内で98%ぐらいで、人件費というのは本当に大変なところがかかってくる。それと雇用の確保というところも大変になってくる。それを決めたことによって、中小企業が今度、負担が大きくなる。また、燃料だとか高騰している中でね、維持をしていくのも非常に大変だと。新聞等でも大きな企業が賃金を上げたりということに非常に活発になっているんですけども、ほんの一部の話かなというふうには思います。最低賃金を決めたら、それにやはり従っていかなければいけなくなると、今のところですよ、これをやることはいいと思うんですけども、今のところのこの現状というか、この時期というかにちょっと早いというか、もう少し議論をしたほうがいいのかと私は思うんですよ。

前々からね、今、大井議員が言われましたコンビニは金額一緒だよというのはやはり粗利ミックスになっていて、交通費だ、輸送費だなんだというのは東京のほうが高いわけですよ、1つのものに対してね。遠くまで荷物を持っていけばそれだけお金はかかるんですけども、近いところの人がそれを負担しているので何とかなっているんですけども、今回の賃金の話というのは、じゃ都会とか以外の方がそれを負担するかといたら、そういう粗利ミックスとはちょっと違うもんですから。コンビニの話と物価の話とまたちょっと考え方を変えて話をしないと、コンビニの 100円とこの 1,500円が一緒かという、またちょっと違うと思うんですよ。

なので、今これまだちょっと早いんじゃないかなという率直な意見としては、今のところ賛成は難しいかなとそんなふうに思います。

○委員長（窪野愛子） 分かりました。

ただいまの松本委員の御意見に対して御意見のある方いらっしゃいますか。

大井委員。

○委員（大井正） まだ早いとおっしゃいましたが、賃金が二十数年上がっていない国は日本くらいのもので、ほとんどの国がここ二十数年の間に 4割から 8割となっています。ヨーロッパではそれに加えて時短、労働時間の短縮も進んでいます。時短が進んだということは、それこそ、時短が進んでサラリーが増えているということは、時間単価、最低賃金はすごい上がっているということなんですね。

その結果としての今の日本の経済の停滞、引き起こっているわけで、我々がそれは掛川市議会ですけれども、やはりそうしたグローバルな経済状況とか、日本の全体の経済成長とかというのも一方で考えたときに、何がベストかというところから入るべきで、それには国内の働く者が安心して暮らせて安心して消費できる、お金が回るということが大事だろうと考えます。そういう意味では、マイナス思考的にいろいろ難しいことを優先的に並べるのではなくて、まず上げるということを台前提にどうやってアプローチしようかという議論をやるのが政治だろうと考えます。

○委員長（窪野愛子） 高橋委員。

○委員（高橋篤仁） 働き手のことを考えてあげるというのは大切な考え方だと思います。その中で、一方ですね、雇う側の企業が例えば人件費の過多で倒産してしまったりしましたら、それこそ従業員の皆さんのためにならないという点とか、控除の枠がまだ取り払われていないことを考えると、時給だけもし上げると、働く時間を短縮するしかなくなるということもあったりとかして。なので、並走してそういったルールを、制度を変えていかないと、ただ単に時給だけを上げるということだけは時期尚早なんじゃないかと考えます。

以上です。

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

橋本委員。

○副委員長（橋本勝弘） 今、高橋委員がおっしゃった意見に賛成するんですけども、日本は30年ぐらい賃金が上がっていない、賃金というか所得が増えていないんですけども、やはりその原因、原因というかね、賀谷珪一さんという経済評論家が結構テレビに出ていますけれども、もう日本はもはや後進国だと。私もそう思いますね、後進国、もう韓国に抜かれたというのは非常にショックだし。私が2003年から2005年、シンガポールにいたときには、1人当たりGDPはシンガポールより高かったんですけども、今はもうはるかに抜かれているということで、何がというと、賃金を上げるとかそういうことじゃなくて、やはり制度が変わっていないというふうに思うんですよ。今言ったシフトを変えるであるとか、積極的に中小企業が投資できない、何ていうか、下請、孫請とかね。そうやって制度をもっとしっかり変えるのが先で、まずはやはり賃金は1,000円で、最低賃金1,000円からとったりします。

いずれにしろ高橋委員の御意見に賛成で、やはりいろいろ変えないといけない制度がまずあるというふうに思います。

○委員長（窪野愛子） よろしければ、このあたりで討議を終了したいと思います、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） 意見も出尽くしましたので、採決に入ります。

陳情第 3号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、採択することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（窪野愛子） 陳情第 3号につきましては、賛成少数にて不採択すべきものと決定いたしました。

それでは、ここでまた 5分ほど休憩とします。

午前 10時 49分 休憩

午前 10時 52分 開議

○委員長（窪野愛子） 皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。

それでは、議案第59号 掛川市道路線の認定についてを議題といたします。

それでは、維持管理課の説明をお願いいたします。

中山維持管理課長。

○委員長（窪野愛子） ただいまの維持管理課の説明に対する質疑をお願いいたします。

大井委員。

○委員（大井正） それでは、シンフォニータウンのほうから教えてください。

これは質問ですね。お配りした平面図の写真、横向きで 4枚とじてある 2ページは申請された道路全体を写したもので、特に問題なく、きれいにできていますと感じました。

それで、平面図のほうに丸でB、Cと表示したものの写真がその次にあります。これは、今回申請されていない部分なんです。Aでいいますと、既存の道路へ接道する部分なんです、バリカーでシャットアウトして、インもアウトもできないようになっておりますが、これはどういう認定になるんですか。まず、道路だろうと思いますが、これ市道としては認定しないという意味ですか。それとも、申請がないから知らないよということですか。

○委員長（窪野愛子） 課長、お願いいたします。

○維持管理課長（中山教之） 基本的にここの歩道、いわゆる車道ではなく、歩行者用の道路になっておりますが、例えばAですと、1番のシンフォニータウン掛川仁藤循環線の幅員の一部という形を考えておりますので、ここが認定されていないということではありません。

幅員が 6メートルというのが基本になっておりますが、例えば入り口付近に隅切りがあると、11メートル程度になっていたりするのと同じような考え方をしているものですから、その部分もこの

路線の一部というふうに考えています。

○委員長（窪野愛子） 大井委員、どうですか。

○委員（大井正） そうしますと、Aはこの図面でいうと、仁藤循環線の曲がり角から北上する連絡通路みたいになってはいますが、これを仁藤循環線の一部であると。

○委員長（窪野愛子） お答えください、どうぞ。

○維持管理課長（中山教之） そのとおりです。

○委員長（窪野愛子） 大井委員。

○委員（大井正） そうですか。

ではBのほうはどうでしょうね。

○委員長（窪野愛子） 課長、どうぞ。

○維持管理課長（中山教之） Bのほうも基本的に今のAと同じです。

○委員長（窪野愛子） 大井委員、いかがですか。どうぞ。

○委員（大井正） ではCです。これ全く論点が違うんですが、Cは逆川沿いの道路の団地沿いはしっかり6メートル幅員で拡幅されているんですが、このCの一面だけ開発エリアじゃないものだから、民間のお宅がありまして、奥姫橋側から見ますと、その民間の住居へぶつかるようになってしまうので、ここがくんと幅員が元の幅員に狭まっている。こういうふうにした場合、このお宅に対する変なプレッシャーとか、私たちがこういうことをそもそも検討するべきかどうかも含めて教えてください。

○委員長（窪野愛子） 課長、お願いします。

○維持管理課長（中山教之） 道路自体については、開発区域外になりますので、開発者側に市のほうでこうしてくれということとは言えないものですから致し方ないところはあります。ただ、確かに委員がおっしゃるように、この場所に関していえば、何となくプレッシャーがあるのは分かりでもないんですけども、致し方ないと言いきやうがないところでもあります。今後、要望等があれば道路の拡幅ということはゼロではないと思いますが、やはり住宅の移転等が伴うとなかなか難しいかなとは思っております。

○委員長（窪野愛子） よろしいですか、大井委員。

○委員（大井正） はい。

○委員長（窪野愛子） ほかの方いかがですか、質疑はございませんか。

○委員（大井正） シンフォニータウンだけでいいですね。ミソラタウンも含めてですか。

○委員長（窪野愛子） すみません、ではミソラタウンについて。

○委員（大井正） これですね、1ページ目、1号線の起点から見た写真で、センターラインが黄色いのが既存の道路です。それをすりつけるために宅地のほうからずっと下り勾配になっています。私たちが道路認定するに当たってという、こっちへ向かって下っているところに側溝がありますので、一定のエリアの水は調整池に行かずに、こっちへ直接放流されます。これは開発行為上、やむを得ない場合、直接放流は認められていると思うんですが、我々が議論するとき、直接放流面積というのは最大ここまでしか認めないよというのがあると思うんですけれども、そういうことの検証というものまでここでやるべきなのか、いわゆる土木の技術検査のほうでもう終わっているか、そんなことは、この委員会では要らないよという、どっちでしょう。

○委員長（窪野愛子） 課長、お願いいたします。

○維持管理課長（中山教之） 開発行為に伴う権限者が都市政策課になるものですから、その審査は下りているということですので、問題ないというふうには我々は考えています。先ほど申したように、検査でも合格を得ているということですので、直接放流の部分としてカウントはされているのではないかと推察されます。

○委員長（窪野愛子） 大井委員。

○委員（大井正） ではそういう前提で見ていくとして、写真でいう3ページ目、Aの1、Aの2、Aの3という写真ですが、側溝がずれておりまして、あろうことかその側溝の上に地境のピンがあるんですね、ピンじゃない、鉾ですね。私が見るにこの鉾が民地から道路側にずれているように見受けられますけれども、鉾が乗った側溝が道路側にずれているように見受けられるんですが、そういうことになりますと、この地境ぎりぎりに民地の方が壁を造った場合、道路用地に入っちゃうのかなと。もしくは逆にそっちは動いていなくて、この一番下の写真でいう右側のほうが奥へもし動いているとしますね。これは、この隣が畑で1.5メートルほどの高低差があるところで、垂直に擁壁が立っているんですけれども、これが民地のほうへ動いているということになりますと、私どもが認定する市道が民地のここへ行っているということにもなりかねない。今15ミリくらい、このずれがね。今の時点で15ミリずれちゃっていると、これは将来的にどうなのかというようなことが心配されるんですが、そういった技術的といいますか、この委員会は関与すべきかどうかを教えてください。

○委員長（窪野愛子） 大井委員の質問、分かりますか。

お願いします。

○維持管理課長（中山教之） 当然開発に伴っての許可、いわゆる検査には合格していると聞いておりますので、私も直接ここを見たわけではないので、何とも言えないんですけれども、確かにち

よつとずれが見受けられるものですから、これは再度確認をさせていただきたいなと思います。

○委員長（窪野愛子） 大井委員、よろしいですか。

○委員（大井正） あとは、Cのほうは、先ほどのあれと同じですね、含まれるということですね。ありがとうございました。

○委員長（窪野愛子） ほかの方で質疑はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） 質疑が終わりましたので、それでは、質疑を終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いいたします。

意見のある方はお願いいたします。

どうぞ、大井委員。

○委員（大井正） すみません、そもそも分かっていないのですが、この委員会なりが何か注文つけるとしますわね、例えばこれを直しなさいとか、ここを確認しなさいって。そうしますと、市道認定というのは下りないという格好になるんですか。

○副委員長（橋本勝弘） 回答じゃありませんけれども、道路法上の第8条でしたか。議会の議決を経るとなっているので、ここでもし否決されれば、本会議のほうでそれを採決することになると思います、認定されないと。思います。

○委員長（窪野愛子） だから、それが討論になりますので、大井委員の意見を言ってください。お願いします。

○委員（大井正） すみません。

○委員長（窪野愛子） どうぞ。

○委員（大井正） ここの関与をすべきエリアがよく分かっていないんです。先ほど私が質問したのも、緊急搬入路的な、あるいは歩道的な部分は元の道路に含まれるということだったんで、そこは分かりました。分かりましたが、境界ピンが打ってあるのがずれちゃっているものなんかはどうしますかというのは、極めて技術的というか、それをここが認定するかしないかのときに検討項目として持っているかどうか分からないんです。

○委員長（窪野愛子） よろしいですか。ただいま維持管理課長に質疑をされて御回答がありましたね。それに対して、ここでは先ほどほかの方から何か質疑がありませんかということでお願いしたいんですけれども、質疑がなかったものですから、委員の質疑はそこで終結しまして、今回、課長からお話を伺ったことに対して、皆さんがそれぞれここで討議をしたいと思いますので、今の大井委員の問題提起というか、お話できたらいいのではないかなと思います。

○副委員長（橋本勝弘） やはり認定するに当たって、認定基準というのがありますよね。4つか5つぐらいあると思うんですが、この資料の中にその認定基準とかを書いていただいたほうがいいと思いますね。何でかという、都市計画上の理由とか、その他市長が認めたときという項目があると思うんですが、例えば市長が特に認めた理由は何だという議論にもなるし、都市計画上の理由でということであれば、それは当然、その都市計画上の適正につくられているということになると思いますので、そういったことも載せていただけると、もう少し大井委員のおっしゃったように不備があるかどうかについて質疑できると思いますが、今回は通りましたから。

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

いかがですか、大井委員。

○委員（大井正） 今、橋本委員がおっしゃったように認定基準なんかを議案につけていただくとありがたいですね。でき得ればですけども、私たちが審議を請け負う側として、物件によっては現地視察なり、基本的なものの調査というのをやったほうがいいんじゃないかと思います。それは委員会の中の今後の課題ということでお願いします。

○委員長（窪野愛子） それでは、今の話しも含めまして、討論という形ではよろしいですかね。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） 分かりました。

では、以上で討論も終わります。

採決に入ります。

議案第59号 掛川市道路線の認定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

当委員会に付託されました議案第59号については、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で環境産業委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

それでは、閉会中の継続審査申出事項についてを議題といたします。

お手元に資料を配付してありますので、御覧いただきたいと思います。

資料のとおり17項目の内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） それでは、異議なしということでございますので、環境産業委員会の閉会

中の継続審査申出事項については、資料のとおりといたします。

以上で環境産業委員会を終了いたします。

午前 11 時 14 分 散会